

(別紙)

○預貯金等の勘案の対象となる考え方は以下のとおりです

- ・資源性があるもの、換金性が高いもの、かつ価格評価が容易なものを資産勘案の対象とする。
- ・価格評価を確認できる書類の入手が容易なものについては添付を求める。

※通帳等の写しは、申請日の直近から、原則として2ヶ月前までの通帳の写しを貼付してください。

種類	対象か否か	確認方法
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	○	購入先の銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀	○	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預貯金(現金)	○	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	借用証書など
生命保険	×	-
自動車	×	-
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	-
その他高価な価値のあるもの (絵・骨董品・家財など)	×	-